

令和３年第３回笠松町議会定例会会議録（第５号）

令和３年９月21日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

- １．本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応 招 議 員

議 長	6 番	田 島 清 美
副 議 長	4 番	尾 関 俊 治
議 員	1 番	間 宮 寿 和
〃	2 番	關 谷 樹 弘
〃	3 番	高 橋 伸 治
〃	5 番	川 島 功 士
〃	7 番	伏 屋 隆 男
〃	8 番	岡 田 文 雄
〃	9 番	安 田 敏 雄
〃	10 番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

- １．本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出 席 議 員

応招議員に同じ

欠 席 議 員

な し

- １．地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	古 田 聖 人
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	野 原 弘 康
総 務 部 長	村 井 隆 文
企画環境経済部長	堀 仁 志
住民福祉部長	服 部 敦 美

建設部長兼水道部長	田 中 幸 治
教 育 文 化 部 長	足 立 篤 隆
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	那 波 哲 也
総 務 課 長	佐々木 正 道
住 民 課 長	宮 川 雅 人

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	平 岩 敬 康
書 記	大 堀 ももこ

1. 議事日程（第5号）

令和3年9月21日（火曜日） 午後1時開議

日程第1	第71号議案	令和3年度笠松町一般会計補正予算（第4号）について
日程第2	第64号議案	令和2年度笠松町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第3	第65号議案	令和2年度笠松町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第4	第66号議案	令和2年度笠松町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第5	第67号議案	令和2年度笠松町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
日程第6	第68号議案	令和2年度笠松町下水道事業会計決算認定について
日程第7	第69号議案	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める 意見書について
日程第8	第70号議案	こども庁の設置を求める意見書について

○議長（田島清美君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり決めました。

日程第 1 第71号議案から日程第 8 第70号議案までについて

○議長（田島清美君） 日程第 1、第71号議案から日程第 8、第70号議案までの 8 議案を一括して議題といたします。

第71号議案の提案理由の説明を求めます。

川部副町長。

○副町長（川部時文君） 本日、追加で提出させていただきました案件は、令和 3 年度笠松町一般会計補正予算（第 4 号）についてであります。

第71号議案でありまして、今回の補正額は800万9,000円であります。

内容について御説明申し上げますが、4 ページをお開きください。

歳出であります。第 2 款 総務費、第 1 項 総務管理費、第 8 目 諸費であります。西宮町町内会から要望のありました地区集会所改修補助金を今回27万5,000円追加させていただくものであります。9 月 6 日に正式に申出がございました。

内容としては、西宮町の集会所の老朽化した空調機、あるいはコロナ対策で換気扇等を設置するということで、2 分の 1 の27万5,000円を助成させていただくものであります。

また、第 3 款 民生費、第 1 項 社会福祉費、第 1 目 社会福祉総務費であります。こちらは敬老祝金をこのたび該当者にお配りしたわけですが、そのうち 1 名から寄附がございまして、5,000円全額寄附ございまして、当初に頭出しで1,000円がございまして、今回追加で4,000円を増額させていただくものであります。

また、第 3 目の老人福祉費ですが、こちらは介護施設における大規模改修を目的とした改修事業に対して国が補助する制度がありまして、一般社団法人のグッディさんから申請があり県のほうに提出していましたが、9 月 1 日付で内示がございましたので、この地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金を773万円追加で補正させていただくものであります。実際には改修費が916万7,000円ほどありますが、国の基準額が773万円の頭打ちでございまして、財源は全て100%国の補助金であります。

内容的には、建物が平成18年に建築されたもので、外壁の防水とか給排水、空調の全ての取替えを行うということで、この補助金を追加させていただくものであります。

以上 1 件でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（田島清美君） お諮りいたします。ただいま提案の第71号議案につきましては、さきに

提案されております議案に引き続き、議案番号の順に従い質疑、採決を行うことといたしたい
と思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第71号議案につきましては、さきに提案されております議
案に引き続き、議案番号の順に従い質疑、採決を行うことに決しました。

第64号議案 令和2年度笠松町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を許
します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 決算認定資料の120、121ページのところでお願いいたします。

第1款 国民健康保険税、第1項 国民健康保険税、第1目 一般被保険者国民健康保険税
で、調定額が6億6,521万8,000円、決算額が4億4,855万5,000円として予算額も4億3,229万
2,000円で、この調定額との差というのは、なぜこのような形に出たのか、あわせてその第2
目の退職被保険者等国民健康保険税についても説明をしてください。お願いいたします。

それから、同じく資料の126、127ページですが、さっきのが歳入の分で、歳出になると思
いますが、第2款 保険給付費の126ページへ行きまして、第4項 出産育児諸費の中で、一般
的には出産の補助については42万円であったと思いますが、その14件に足して38万4,832円と
いうのが1件あるということですが、これはどのような関係だったのかお尋ねします。

それから、第5項の葬祭諸費の葬祭費ですが、支給件数は1件5万円で32件ということだ
が、これは国保に加入している対象の家庭の関係だと思いますが、そのように考えてよろしい
でしょうか、お尋ねします。

もう一つが128ページと129ページのところですが、特定健康診査等の事業費といたしまして、
第1目 特定健康診査等事業費というのですけれど、特定健康診査対象者3,342人、この対象
者といったときにはどのような方を対象者として考えられて、受診者との関係など、そのうち
でも特に情報提供事業利用者78人、対象者数は309人とかありますが、もう少しこの事業の中
身と評価について教えてください。

○議長（田島清美君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

まず120、121ページの国民健康保険税の一般被保険者、それから退職被保険者のその予算額、
調定額、決算額についてですが、こちらの調定額につきましては、この認定資料125ページの
ところに国民健康保険税率というのがありますが、この保険税率等を掛けさせていただいて、
国保税として納めていただく予定の金額がこの調定額ということになります。実際決算額は、
未納の方とかもありまして、この金額になっております。

それから、126、127ページの出産育児一時金につきまして、通常42万円掛ける14件と38万4,832円の1件というふうにあります、こちらのほうは、通常その産婦人科でお支払いいただいた費用がこの38万4,832円の方は、その費用が安かったということになりまして、この差額分については御本人にお支払いすることができるんですが、御本人のほうが申請をされなかったものですからこの金額となっております。

それから、葬祭費につきましては、議員さんおっしゃったように国保に加入している家庭のもです。

そして、最後に128、129ページの特定健康診査の対象者ですが、こちらは40歳から74歳、後期高齢に移られる前の方ですね、その方が対象になっております。その中の情報提供事業のことですけれども、こちらは医療機関で既に治療とかをされていらっしゃる方があります。その方に御本人の同意を得て、その医療機関から健診と同様の内容を情報提供していただくことで特定健診の受診者として扱うものであります。その人数が78人ありましたが、その治療中の方という、その対象となる方が309人ありましてということになります。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（田島清美君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 120、121ページのあれなんです、一応国保税やいろいろ決まりまして、それでいただくべき国保税として調定した結果が6億6,521万8,000円が実際に入ってきたのはということなんでしょうか。いかにもそんなに滞納者がいるというふうには思えないんですけど。一般被保険者数4,398人、もちろん家族の方もいらっしゃるからあれでしょうけれども、その調定と決算と、もちろん入ってきたとおりだと思いますので、入るべきものがこんなに、この年度はもちろんコロナの関係などいろいろありましたので、違いは起こるだろうと思いますけれども、どんなふうにこの差を受け止めていらっしゃるのか、現状はどうだったのか教えてください。

○議長（田島清美君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。説明が不十分で申し訳ありませんでした。

今の調定額と決算額の差についてなんですけれども、認定資料の125ページを見ていただきますと、この収納率のところを見ていただきますと、令和2年度の現年課税分につきましては91.1%の収納率、それから滞納繰越分については15.9%の収納率というふうになっております。この約2億円のうちの1億5,700万円ぐらいにつきましては滞納繰越分になっております。現年分につきましては約4,000万円ほどの未納の分となっております、この未納の方につきましては、きめ細やかにできるだけ納付相談にお越しいただいたりとかして相談に乗りながら、少しでも納めていただけるように努めているところであります。以上です。

○議長（田島清美君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第64号議案は原案のとおり認定することに決しました。

第65号議案 令和2年度笠松町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第65号議案は原案のとおり認定することに決しました。

第66号議案 令和2年度笠松町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第66号議案は原案のとおり認定することに決しました。

第67号議案 令和2年度笠松町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 関連してということで、実は報告という形で水道料金の未納に対する処理が行われていたと思いますが、第5号報告というところで放棄した債権の報告についてという報告をいただいておりますが、笠松町水道事業の債権管理に関する条例の第6条の規定によって、次のとおり債権を放棄したので、第7条の規定により報告するということですが、まず条例の中身を第6条と、それから第7条を教えてください。

そして、今回放棄した債権として64人分のうち48人が転出行方不明、10人が給水停止、6人が理由が分からないというような御説明を受けたように思いますが、これからずっと水道決算についてはこのような形で、債権放棄という形での、そしてこの条例の中で規定されていると思いますので、まず条例を教えてください。それからお願いします。

○議長（田島清美君） 田中水道部長。

○建設部長兼水道部長（田中幸治君） 水道事業の債権管理に関する条例についての御質問でございますが、第6条に債権放棄ということで、管理者は、水道事業の債権について各号のいずれかに該当する場合において、当該水道事業の債権及びこれに係る損害賠償金を放棄することができるということになっております。それについては、当該水道事業の債権について消滅時効が完成し、かつ、債務者が時効を援用すると見込まれるとき、2つ目が、債権者が死亡し、その債務について限定承認による相続があった場合において、その相続財産の価値が強制執行した場合、費用並びに他の優先して弁済を受ける水道事業の債権及び水道事業以外の者の債権の金額の合計を超えないと認められるとき、3に破産法第253条第1項その他の法令の規定により債務者が当該債権につきその責任を逃れたとき、4つ目に当該水道事業の債権の存在について法律上の争いがある場合において、管理者の勝訴が見込めないものと決定したとき、5番目に債務者が失踪、行方不明、その他これに準ずる事情に当たり徴収の見込みがないものということでございます。

第7条については、町長が前条の規定により水道事業の債権を放棄したときは、これを議会に報告をしなければならない、その規定により報告をさせていただいたものでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（田島清美君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） ありがとうございました。今のお話を聞いていますと、第6条の中には幾つかの項目があるようですが、やっぱりもう少し下に、その原因のところを少し書いていただいたほうが、私たち議員にとってはいいのではないかというのを思うんですが、それからもう一つ、この公会計になったことによって、こうした形で議員に知らされてくるという中身になるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（田島清美君） 田中水道部長。

○建設部長兼水道部長（田中幸治君） 報告に当たっては、少し詳しく御説明をさせていただきたいというふうには思っております。

それから、町の公営企業会計の適用を受けたからといって、これが報告しなければならないということではなく、水道事業会計においては私債権ということで、私法上の原因、契約の中での私債権というふうに見込まれておりますので、これについては債権者の消滅時効の援用と言われる時効を行使しますというふうなことを宣言しなければ、これは行使されませんので、いつまでも債権が残ってしまうということで、その原因者の方が亡くなってしまったりとか、失踪、行方不明ということで、そういった援用されないということです。会計上、処理上あまりよくありませんので、こちらのほうが債権を放棄するということで、それを議会のほうに報告させていただいたということになります。

〔挙手する者あり〕

○議長（田島清美君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） ぜひ、もう少し詳しく報告はしていただきたいと思いますが、どうぞお願いします。と同時に、時効になるというのは何年とか決まっていて、今回ここに報告いただいたのは、この年度までのものと考えて、いわゆる令和2年度までのところを放棄した債権として考えていいのでしょうか。

○議長（田島清美君） 田中水道部長。

○建設部長兼水道部長（田中幸治君） 消滅時効につきましては、最高裁の判決で、水道料金は私法上の債権として短期消滅時効は2年というふうな判例が出ておりまして、2年ということになります。

○議長（田島清美君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第67号議案は原案のとおり認定することに決しました。

第68号議案 令和2年度笠松町下水道事業会計決算認定についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第68号議案は原案のとおり認定することに決しました。

第69号議案 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書については、質疑、討論を省き、直ちに採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第69号議案は原案のとおり可決されました。

第70号議案 こども庁の設置を求める意見書については、質疑、討論を省き、直ちに採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議あり」の声あり〕

本件については、質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 少子高齢化が深刻な我が国において、子供たちの健やかな成長発達を力強くサポートしていくことの重要性については、私も大事なことだとは思っておりますが、このこども庁をつくるのがいいとは思っておりませんが、なぜ今こども庁を設置しようという要望になったのかお尋ねします。

○議長（田島清美君） 7番 伏屋議員。

○7番（伏屋隆男君） お答えします。

提案説明のときにお話ししましたように、子供はどの時代でも宝物であります。今、長野さんが言われたとおり、そのこども庁をつくることについては反対ではないと、今つくる必要があるのかということの御質問なんですけれども、提案説明でも申しましたように、子供に関する各省庁が、取り扱う省庁が複雑多様化してきておる。従来ならば、我々の感覚でいうならば厚生労働省だとか文部科学省が窓口であったわけなんですけれども、今はいろんな省庁にその

窓口がある。それを横断的、一体的にしていく、それでスピーディーに子供のことについて対処していく、これが必要ではないかなということが、このコロナの発生からそのことが重要視されてきた。このこども庁をつくることについては以前から話があったんですけども、特にこのコロナにおいてそのことが分かってきて、国会で早く審議をし、結論を出していただきたいという要望を出したいということでの提案でございます。

○議長（田島清美君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 安心して子育てができることが本当に大切だと思いますし、子供の命や権利を守ることも大切な中身ですが、この子供の命や権利を守ることができ、安心して成長できる環境へと拡充をすることが、子供に関しての一番今大事に求められるところだと思っていますが、実は安心して子育てできる雇用のルールづくり、長時間労働、非正規雇用など労働法制の改悪が大きな基になっていると思います。ですから、その自分たちの進めてきている政府の中身をよく見ましたときに、とてもこども庁をつくって子供たちが本当に安心して暮らして成長していける状況になるとは考えられませんので、私は、また、菅首相もこども庁創設につきましては、高齢者中心の社会保障を変えねばならないという社会保障の在り方に言及されていますが、高齢者と若い者とがお互いに場所を譲り合うような形ではない、本当に子供の権利と自由を守るための施策に何が一番問題なのか、そういうことがしっかり考えられることが今の国民全てに課せられていると思いますので、このこども庁の設置を求めることについては反対をいたします。

○議長（田島清美君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

これにて討論を終結いたします。

本件については、起立により採決を行います。

これより採決を行います。

本件については、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第70号議案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま可決されました意見書の提出先取扱いについては、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、そのように取り計らいます。

第71号議案 令和3年度笠松町一般会計補正予算（第4号）についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

7番 伏屋隆男議員。

○7番（伏屋隆男君） この追加議案の4ページの歳出で、民生費、社会福祉費の中の第3目、老人福祉費、地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金ですが、先ほどの説明でグッディすぎないからの要望で、これを国のほうから承認をいただいたので交付したいというお話なんですけれども、これはグッディすぎないだけから申出があったのか、いわゆる笠松町内の介護施設全てに案内が行っていると思うんですけれども、そこだけが応募してきて書類を出したら審査が通ったということなのか、先ほどの説明でいくと、グッディすぎないは平成18年に造ってかなり年数がたったので、いろんな空調設備等々の取替えということもあるということなんですけれども、そういったことがほかの施設ではなかったのか、また、ほかの施設でそういったものがもらえるかどうかという関心もなかったのか、その辺の感覚はどうだったんでしょうか。

○議長（田島清美君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

こちらにつきましては、各それぞれの施設に御希望とか御要望があるかどうかというのを聞いております。ほかの施設も申請を出してみているところもあるんですけれども、今回はこのグッディにつきまして国のほうの内示が下りましたので、今回この補正で上げさせていただきました。ほかの施設につきましても、また国のほうの内示が下りましたら、また上げさせていただきたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（田島清美君） 7番 伏屋議員。

○7番（伏屋隆男君） ということは、国の審査はまちまちでやっているということですかね、このグッディだけが今回は審査の対象になった、ほかのところはまだ今審査中であるというようなことなのか、いわゆる年度内にほかのところも認可が下りる可能性があるということか、っていいの。

それともう一つお聞きしたかったのが、今年度だけでこれは終わってしまうのか、来年度以降もこれは続いていくのか、例えば、施設で今年はまだ今のところ空調設備も問題ない、そういった空間的な施設には異常はないよと。しかし、これが2年、3年たったときに、ちょっとやっぱりおかしくなったなというようなことが出たときに、この補助金の対象になるのかどうか、その辺の見通しについても併せてお願いしたいんですが。

○議長（田島清美君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。すみません、お待たせいたしました。

今回の申請する順番といいますか、申請をして、それに対して国のほうが内示を出されたと。また、順番にやっていかれますので、今まだその申請はしているんですけど、内示が下りていないというところがあるというのは、今後内示が出てくるというふうに、それが決定されるかどうかは分かりませんが、その結果が下りてくるものと思っております。

それから、この補助金につきましては毎年あるものでして、その施設のほうが、やはりその年その年によって改修とかをしたいというところが出てくると思います。国から照会がありまして、それを各施設のほうに町から照会をさせていただいて、それに対して改修とかが必要なところは手を挙げていらっしゃるという状況です。

〔挙手する者あり〕

○議長（田島清美君） 7番 伏屋議員。

○7番（伏屋隆男君） 何でこれしつこく聞くかという、藤掛第一病院でエアコンが壊れてしまって、それで放っておいて4人ぐらいの方が亡くなったとか、ああいったことがないように、設備でそういった不具合があって、それを放っておいたのでは亡くなってしまう可能性がということを懸念しますので、やっぱりその申請を出せるものは申請を出して、国が認可をくれるかくれんかは分かりませんが、最低限笠松町としては努力したよというところだけは見せておいたほうがいいんじゃないかということを思いますので、そういうことをよろしく願いたいと思います。以上です。

○議長（田島清美君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第71号議案は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

○議長（田島清美君） これをもって本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、令和3年第3回笠松町議会定例会を閉会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、これにて令和３年第３回笠松町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後１時48分

上記は会議の次第を議会事務局長が記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

令和3年9月21日

議 長 田 島 清 美

議 員 伏 屋 隆 男

議 員 間 宮 寿 和